

岡山県自然環境保全審議会

( 鳥 獣 部 会 )

令和2年8月28日

岡 山 県

## 1 鳥獣保護区及び 特別保護地区について

### (1) 根拠法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（略称：鳥獣保護管理法）

法律の趣旨：

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」

規定内容：鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項

【参考：法規制の概要】

野生鳥獣の捕獲は原則禁止（第8条）

ただし、次の場合は、捕獲が認められる。

○許可捕獲（国、都道府県又は市町村の許可による捕獲：第9条）

- ・農林業被害の防止のために、イノシシやシカ、サル、ヌートリア、カラスなど有害鳥獣の駆除をする場合
- ・大学など、学術研究のため捕獲する場合 など

○狩猟捕獲（狩猟による捕獲：第11条）

- ・狩猟鳥獣のみ
- ・狩猟期間のみ
- ・法定猟具を使用する場合、狩猟免許及び狩猟登録の手続きが必要
- ・鳥獣保護区や休猟区、公道、公園、市街地、寺社、墓地等は狩猟禁止

〈狩猟鳥獣〉

- 鳥類（28種類） マガモ、キジ、カワウ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、カワラバトなど
- 獣類（20種類） タヌキ、キツネ、イノシシ、シカ、ヌートリア、ウサギ、など

〈狩猟期間〉

- 毎年11月15日から翌年2月15日まで
  - ※イノシシ及びニホンジカについては3月15日まで（延長）
  - ※ツキノワグマについては12月14日まで（短縮）

〈法定猟具〉

銃器（装薬銃又は空気銃）、網又はわな

### (2) 鳥獣保護区及び特別保護地区

国指定鳥獣保護区：環境大臣が指定

都道府県指定鳥獣保護区：都道府県知事が指定

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の

開発行為が規制される。

指定の方針・計画は、「鳥獣保護管理事業計画」(法第4条第2項)に定める。

### 鳥獣保護区等の概要

| 区域                                    | 制度の概要  | 規制の概要                                       | 存続期間                      |
|---------------------------------------|--|---|---------------------------|
| 鳥獣保護区<br>(第28条)                       | 野生鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を指定。                       | 狩猟を禁止※                                      | 岡山県では10年<br>(法定:20年以内)    |
| 特別保護地区<br>(第29条)                      | 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。 | 【要許可行為】<br>・工作物の新築等<br>・水面の埋立、干拓<br>・木竹の伐採  | 岡山県では10年<br>(法定:20年以内)    |
| 休猟区<br>(第34条)                         | 狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合に、その生息数を増加させる必要があると認められる区域に指定。   | 狩猟を禁止※                                      | (法定:3年を超え<br>ることができない)    |
| 特定猟具使用<br>禁止区域<br>(第35条)<br>(旧銃猟禁止区域) | 銃猟またはわな猟に伴う危険の予防又は静謐の保持のため、必要があると認められる区域を指定。         | ・銃器を使用した鳥獣の捕獲行為を禁止<br>・くくりわなを使用した鳥獣の捕獲行為を禁止 | 岡山県では永年又は10年<br>(法定:制限なし) |

※狩猟は禁止であるが、農林被害の防止など、必要が認められる場合は第9条の規定による許可捕獲が可能。

### 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣の保護管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成28年10月11日環境省告示第百号)に基づき、県鳥獣保護管理事業計画で規定する次の区分を設けている。

現在、指定しているのは、(1)森林鳥獣生息地、(3)集団渡来地、(7)身近な鳥獣生息地の3区分である。

#### (1) 森林鳥獣生息地の保護区 49箇所、22,562ha

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

#### (2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。本県においては地形的条件等により該当する適地はない。

#### (3) 集団渡来地の保護区 1箇所、916ha

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。

(4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区 15箇所、3,130ha

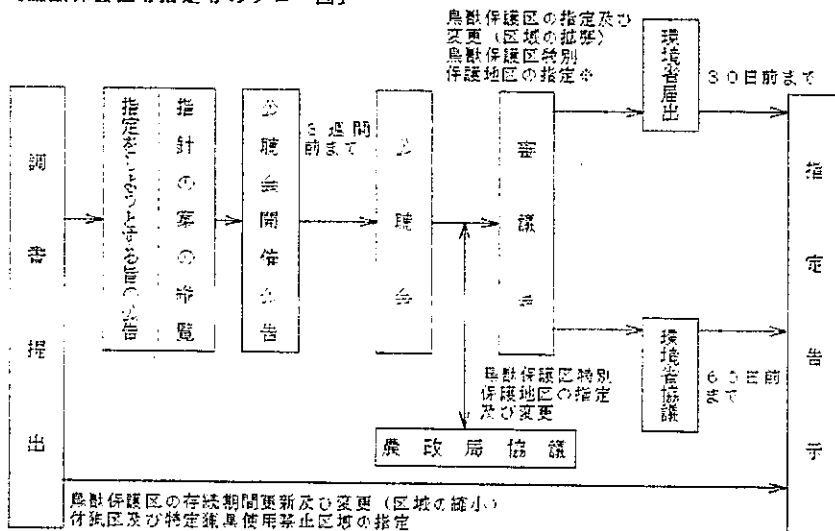
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

岡山県の指定状況 (単位: ha)

| 区分                      | 年度 | 元年度<br>(2019) | 令和2年度(2020)計画 |        |       |        |
|-------------------------|----|---------------|---------------|--------|-------|--------|
|                         |    |               | 期間満了          | 更新     | 新設・変更 | 増減(△)  |
| 鳥獣保護区                   | 箇所 | 66            |               | 6      |       | 66     |
|                         | 面積 | 27,270        |               | 1,974  |       | 27,270 |
| 特別保護地区                  | 箇所 | 11            |               | 1      |       | 11     |
|                         | 面積 | 1,224         |               | 20     |       | 1,224  |
| 休猟区                     | 箇所 |               |               |        |       |        |
|                         | 面積 |               |               |        |       |        |
| 特定猟具使用禁止区域<br>(旧銃猟禁止区域) | 箇所 | 61            |               | 9      |       | 61     |
|                         | 面積 | 31,086        |               | 8,873  |       | 31,086 |
| 計                       | 箇所 | 127           |               | 16     |       | 127    |
|                         | 面積 | 58,356        |               | 10,867 |       | 58,356 |

※鳥獣保護区には、国指定1箇所、662ha(鹿久居島)を含む。

【鳥獣保護区等指定等のフロー図】



※存続期間満了後継続して行う指定であって、その区域に変更がないものに限る。

(令和元(2019)年度)

# 岡山県鳥獣保護区等位置図

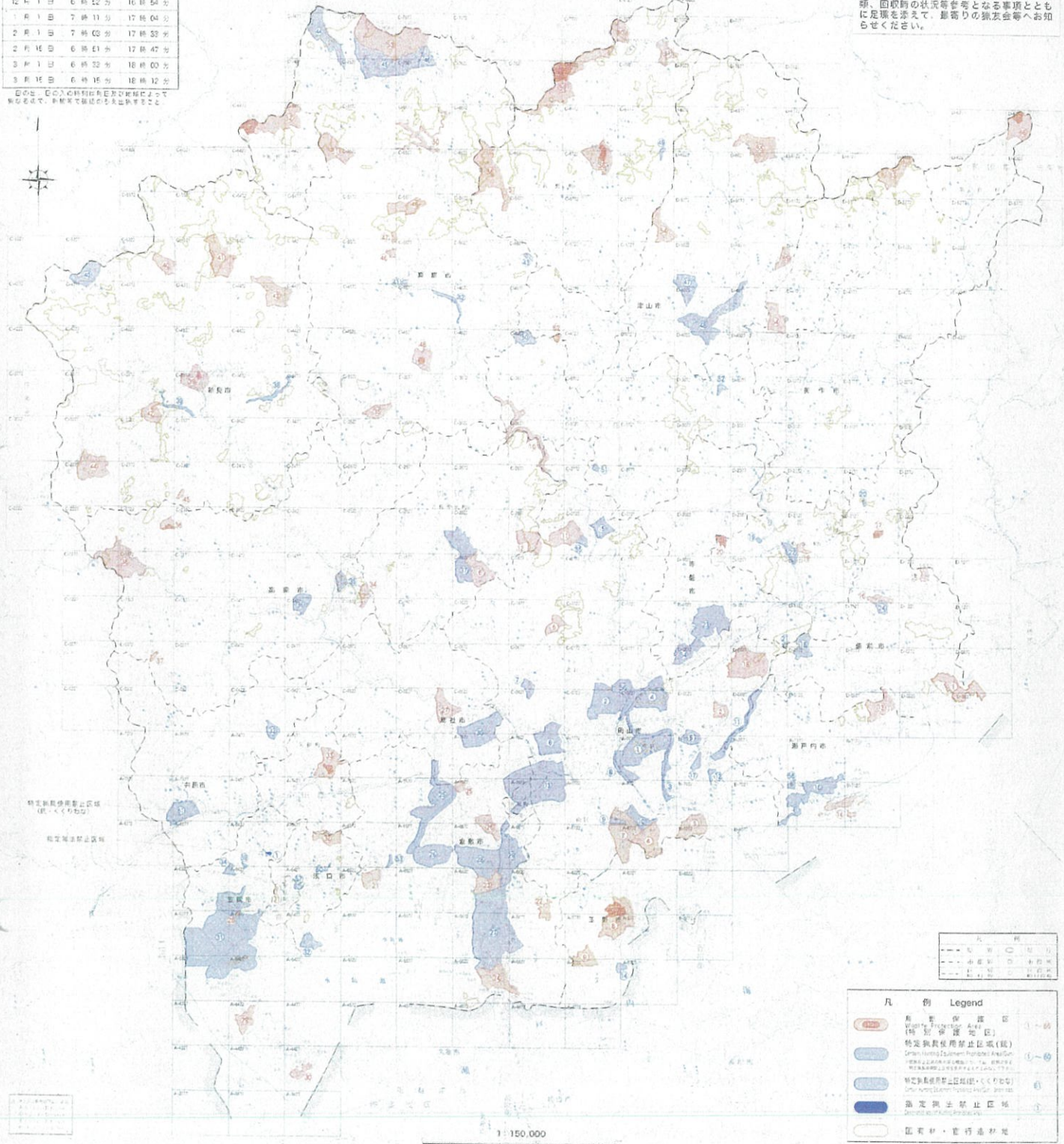
岡山市における日の出・日没時刻表

| 月      | 日     | 日の出    | 日没 |
|--------|-------|--------|----|
| 11月15日 | 6時27分 | 17時00分 |    |
| 12月1日  | 6時52分 | 16時54分 |    |
| 1月1日   | 7時11分 | 17時04分 |    |
| 2月1日   | 7時00分 | 17時53分 |    |
| 2月16日  | 6時51分 | 17時47分 |    |
| 3月1日   | 6時32分 | 18時00分 |    |
| 3月15日  | 6時15分 | 18時12分 |    |

日の出、日没の時刻は日及び地域によって異なるため、概算として掲載しております。

### 標識鳥回収のお願い

鳥の生態等を調査するため、足環を添付けて放しています。このような標識鳥を回収したときは、回収年月日、回収場所、鳥の種類、回収時の状況等を併せて、回収の旨を添えて、最寄りの猟友会等へお知らせください。



| 凡例   | Legend   |
|------|--|
| (赤)  | 鳥獣保護区 (Game Protection Zone)   |
| (青)  | 特定猟具使用禁止区域(銃) (Special Hunting Equipment Prohibition Area (Gun))     |
| (水色) | 特定猟具使用禁止区域(くくり物) (Special Hunting Equipment Prohibition Area (Trap)) |
| (濃青) | 指定猟法禁止区域 (Designated Hunting Prohibition Area)                       |
| (白)  | 国定林・官庁森林地 (National Forest / Government Forest Land)                 |

| 凡例 Legend | 備考   |
|-----------|--|
| (赤)       | 鳥獣保護区 (Game Protection Zone) 1~66                                      |
| (青)       | 特定猟具使用禁止区域(銃) (Special Hunting Equipment Prohibition Area (Gun)) 1~69  |
| (水色)      | 特定猟具使用禁止区域(くくり物) (Special Hunting Equipment Prohibition Area (Trap)) 6 |
| (濃青)      | 指定猟法禁止区域 (Designated Hunting Prohibition Area) 1                       |
| (白)       | 国定林・官庁森林地 (National Forest / Government Forest Land)                   |

メスヤマドリ及びメスキジは全国で捕獲禁止

ツキノワグマは県全域(島根部を除く。)で狩猟できる期間を11月15日から12月14日に短縮

イノシシ及びニホンジカは県全域で狩猟できる期間を11月15日から翌年3月15日まで延長

イノシシ及びニホンジカは県全域でくくり物の網の直径の規制を15cm以下に緩和

出猟カレンダー調査にご協力をお願いします。狩猟者登録証と一緒に提出してください。

### 鳥獣捕獲報告について

鳥獣捕獲報告は、鳥獣の生態や生息状況を把握し、鳥獣の保護に役立てるために行われます。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。

捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。捕獲した鳥獣は、必ずしも飼育されるわけではありません。



## 2 和意谷鳥獣保護区特別保護地区について

### (1) 区分

身近な鳥獣生息地の保護区

### (2) 当初指定年

平成12年（期間更新2回目）

### (3) 保護に関する指針の案

別添のとおり

### (4) 更新理由（指定理由）

当該地域の森林は、鳥獣の餌となるナラ、カシ類などの広葉樹林を主体としながら、針葉樹が混在した変化に富んだ植生であり、野生鳥獣の生息に適している。

周辺地域は吉井川中流県立自然公園及び岡山県郷土自然保護地域に指定されており、県民が自然と親しむ風土が形成されている。また、国史跡に指定されている岡山藩主池田家墓所があり、県内外からの来訪者も多く、鳥獣保護思想の普及啓発上優れた地域となっている。

生息状況については、アオバト、フクロウ、アオゲラ、サンコウチョウ、ホトトギスなど多くの鳥類が確認されており、鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。

このため、当該区域を「身近な鳥獣の生息地」として特別保護地区に指定し、鳥獣生息地の保護を図る。

（参考：国基本指針から抜粋）

#### Ⅲ 第2 2 鳥獣保護区の指定方針

（4）自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥類の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包括するよう考慮する。

### (5) 指定に係る意見徴収の状況

#### ア 公告縦覧

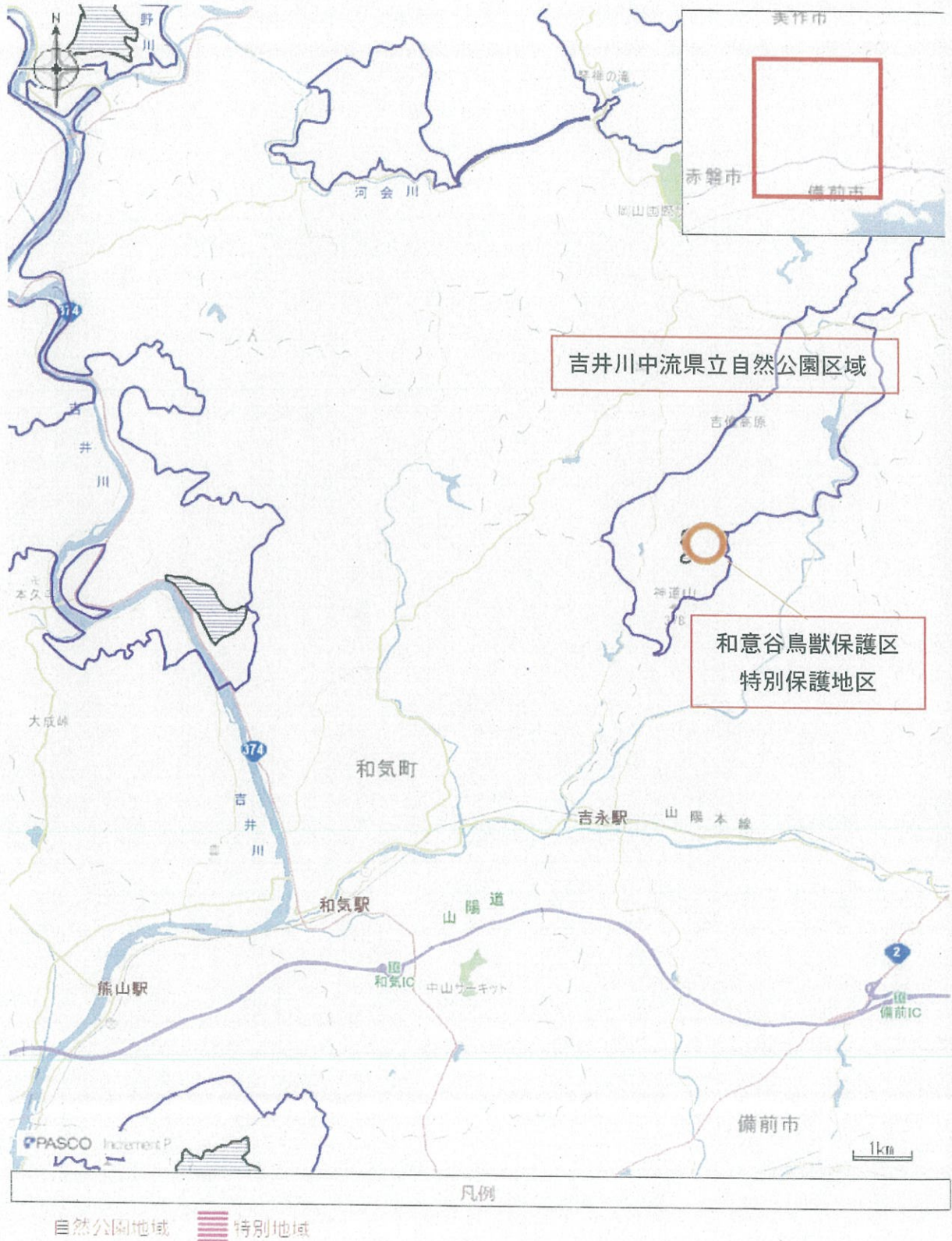
- ① 期間 令和2年7月7日から令和2年7月21日まで（14日間）
- ② 場所 岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び東備地域森林課
- ③ 意見書の提出 なし

#### イ 利害関係人からの意見徴収

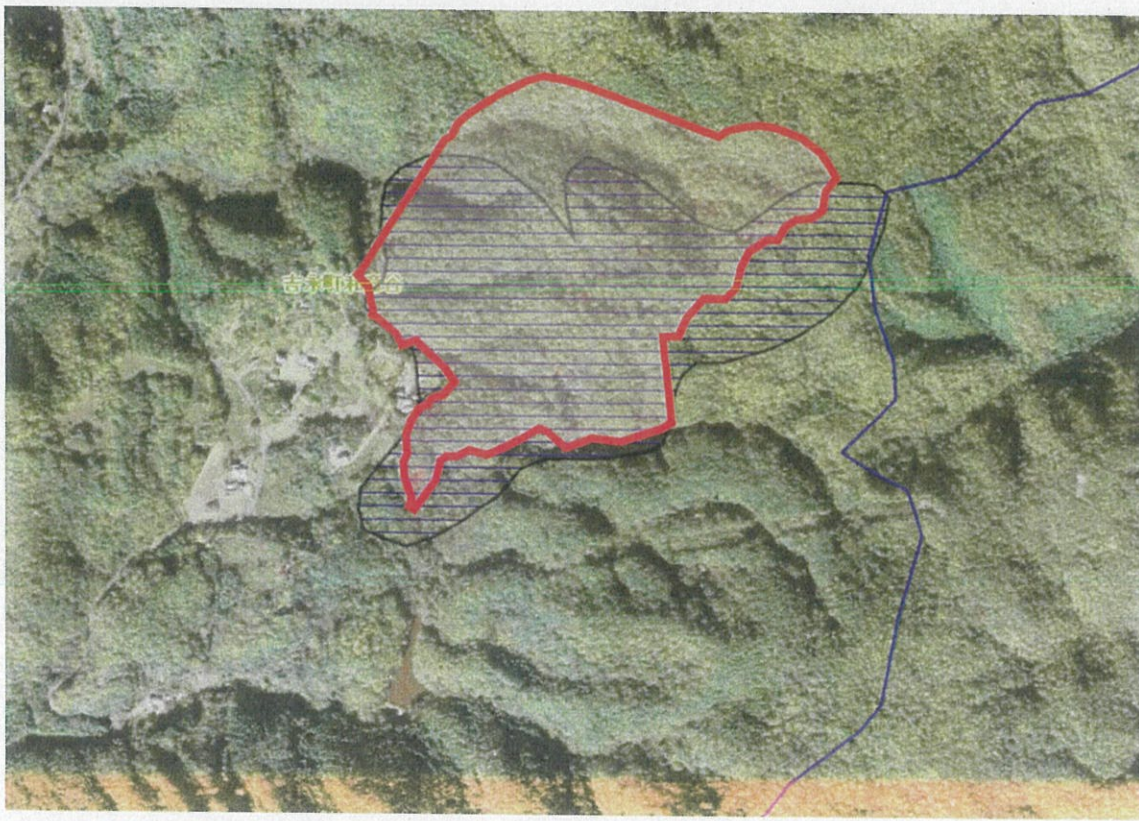
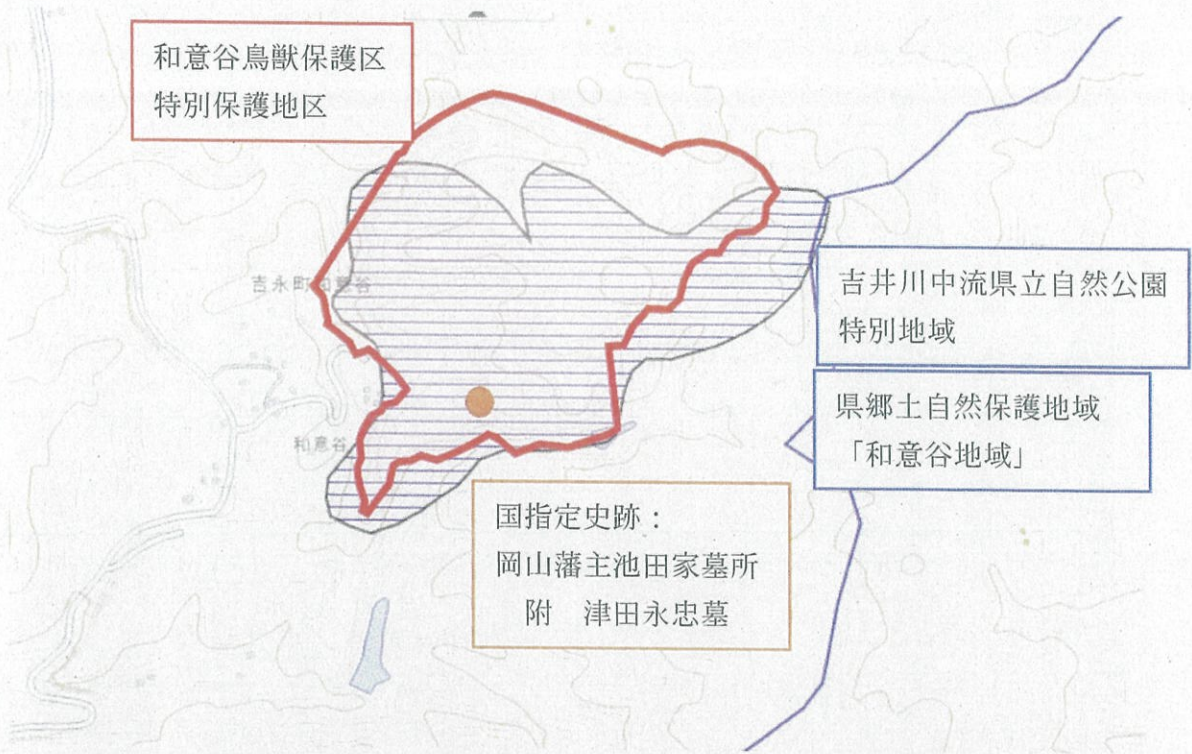
手続き上、公聴会を開催し、利害関係人等から意見を徴することとされているが、今年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、公聴会は開催せず、利害関係人から意見書を徴することとした。

意見の内容等は別紙のとおり。

# 和意谷鳥獣保護区 特別保護地区の位置







標高 300~400m、





ホーム > 自然環境保全地域等 > 備前エリア > 和意谷地域

自然公園

自然環境  
保全地域等

中国自然歩道



● 郷土自然保護地域

和意谷地域(わいだにちいき) [備前市]



和意谷地域



岡山藩主池田家墓所



お茶水井戸

### ガイド

岡山藩主池田家歴代の墓所を含む地域で、周囲をけわしい山林に囲まれて俗塵(ぞくじん)を忘れさせる聖域となっています。参道と墓所をとりまく樹林は、コナラ、アベマキ、タカノツメ、ウラジロノキ、ウリカエデなどの落葉樹に、アラカシ、ナナメノキ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹が混交して形成され、一部にモミ、ツガなど針葉樹の大木が点在しています。また、低木にモチツツジ、コバノミツバツツジ、アセビ、コガクウツギなどがあり、四季折々に変化する自然環境と歴史的遺産とが一体となって良好な景観を形成しています。

### 見どころ・イベント

■ 岡山藩主池田家墓所(国指定史跡)  
亀の形をした台石に墓碑がのる「一のお山」をはじめ、豪荘な七つのお山が築かれています。

🏠 [岡山藩主池田家墓所\(岡山県ホームページ\)](#)

■ お茶水井戸  
学問のお殿様として知られる池田光政公が、墓参の際に必ずこの井戸の水を愛飲していたといわれています。

🏠 [和意谷\(備前市ホームページ\)](#)

所在地 備前市吉永町和意谷  
アクセス JR山陽本線吉永駅から登山口まで約8.5km  
駐車場 5台  
付帯施設  
連絡先 備前市吉永総合支所管理課  
TEL(0869)84-2511

### 位置図



岡山県環境文化部自然環境課  
TEL(086)226-7312 FAX(086)224-7572

[リンク](#) | [サイトマップ](#) |

## 和意谷鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る意見徴収結果

1 名 称 和意谷鳥獣保護区特別保護地区（備前市）

2 意見徴収対象  
利害関係人 6名

3 賛否内訳

| 賛成 | 条件付賛成 | 反対 |
|----|-------|----|
| 6名 | -     | -  |

4 利害関係人の意見の概要

| 氏名    | 職名等                     | 賛否 | 意見概要  |
|-------|-------------------------|----|---|
| ■■■■■ | ■■■■■<br>■■■■■          | 賛成 | 反対する理由は特にありません。農林水産物の被害状況、特になしと記されていますが、住民に一度話を聞いてください。<br>近年、シカが多く繁殖し、農作物を荒らし、民家の庭に入り花、植木を荒らし、シカの糞だらけです。 |
| ■■■■■ | ■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■ | 賛成 | 同意する。<br>鳥獣の保護を図るために必要と認められるため。   |
| ■■■■■ | ■■■■■<br>■■■■■          | 賛成 | 指定に賛成します。<br>鳥獣保護に有益であるため。  |
| ■■■■■ | ■■■■■<br>■■■■■          | 賛成 | 野生鳥獣の保護、繁殖を図ることは賛成です。<br>地域の方から、キジが増えて見る機会が多くなった。皆、楽しみにしていると言われた。   |
| ■■■■■ | ■■■■■<br>■■■■■          | 賛成 | シカの被害があまりにも多いので、保護区は必要ないと思います。<br>※補足聞き取り結果<br>鳥獣保護のために当該特別保護区を設定することには同意するが、鳥獣による農業被害への対応をよく検討していただきたい。  |
| ■■■■■ | ■■■■■                   | 賛成 | 指定について、異議はありません。  |